

住宅の新築・リフォーム・耐震改修等をする人を支援します! ●申請・問い合わせ/建築係

※本制度は令和8年度から、補助率および上限額の引き上げに加え、対象の拡充もしています
 ※詳しくは折り込みチラシをご覧ください

【住宅新築支援助成事業】

- 対象/町内業者を利用し、1,000万円以上となる新築工事
- 助成額/一戸あたり200万円



【住宅リフォーム支援助成事業】

- 対象/町内業者を利用し、10万円以上となる工事(増築、改築、修繕工事、エアコン設置工事)
 - 助成額/対象工事費の20%(上限50万円)
- ※以前の助成を受けた人も、令和8年度から引き上げられた上限額に達するまで、助成金を受け取ることができます。

【住宅エコリフォーム補助金事業】

- 対象/町内業者を利用し、50万円以上となる省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、高効率設備導入工事
 - 補助額/
 - ▷省エネ改修工事=対象工事費の20%(上限100万円)
 - ▷バリアフリー改修工事=対象工事費の20%(上限50万円)
 - ▷高効率設備導入工事=対象工事費の20%(上限10万円)
- ※以前の補助を受けた人も、令和8年度から引き上げられた上限額に達するまで、補助金を受け取ることができます。

【既存住宅耐震改修および解体工事補助事業】

- 対象/昭和56年5月以前に着工された住宅で、専門機関の耐震診断によって耐震基準を満たさないとされた住宅の耐震改修および除却工事
- 補助額/
 - ▷耐震改修工事=対象経費に応じて助成(上限30万円)
 - ▷除却工事=対象経費の10%(上限20万円)

【木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断】

- 対象/階数が2階以下および延べ床面積500平方メートル以下であること、申し込み者が住宅を所有または居住していること

空き家等を改修・解体する人を支援します! ●申請・問い合わせ/政策調整係

【厚岸町空家等除却費補助金】

- 申請期間/4月14日(火)まで
- ※申請件数が上限(20件)を超えた場合は抽選となります
 なお、上限を超えなかった場合は、11月30日(月)まで受け付けます
- 補助対象物件/町内に所在する空き家など
- 補助対象経費/町内建設業者が行う除却(空き家などをすべて解体し、更地にする)工事費
- 交付額/除却工事費などの5分の4(上限50万円)

【厚岸町空家等改修費補助金】

- 申請期間/11月30日(月)まで
- 補助対象物件/空き家バンクを利用して購入した町内に所在する空き家など
- 補助対象経費/町内建設業者が行う改修工事費
- 交付額/改修工事費などの3分の2(上限50万円)



空き家バンクをご利用ください!

『空き家バンク』は、空き家の売却または賃貸を希望する所有者から申請を受け、町がその空き家に関する情報をホームページ上で公開する制度です。
 申請は随時受け付けていますので、詳細については、お気軽にお問い合わせください。

各制度をご活用ください!

各制度には、要件があります
 詳細については、お問い合わせください

トイレの水洗化をする人を支援します! ●申請・問い合わせ/業務係

トイレの水洗化または排水設備を改造し公共下水道へ接続する工事をする人を対象に、工事費の補助または無利子で資金の貸し付けをします。

【水洗化等改造工事補助金交付制度】

- 対象者/自己資金で対象工事をし、次の要件を満たしている人
 - ▷公共下水道の供用開始の日から3年以内に水洗化等改造工事を完成させること(排水設備改造工事のみを行う場合は1年以内)
 - ▷工事をする建物が、国の機関や地方公共団体の所有ではないこと
 - ▷町税などの滞納がないこと

●補助額/

供用開始の日から 工事を行うまでの 期間	排水設備 改造工事 1戸	水洗化改造工事		同時に施行する場合		浄化槽 廃止工事 1戸
		便所1基	便所2基	便所1基 +排水設備	便所2基 +排水設備	
1年以内	60,000 円	77,000 円	154,000 円	137,000 円	214,000 円	95,000 円
1年を超え2年以内	- 円	62,000 円	124,000 円	122,000 円	184,000 円	88,000 円
2年を超え3年以内	- 円	46,000 円	92,000 円	106,000 円	152,000 円	81,000 円

排水設備改造工事または浄化槽廃止工事に係る屋外排水管の長さが17メートルを超える場合、17メートルを超えた配管距離1メートルごとに3,600円を上記の額に加算(水洗化改造工事のみは除きます)

※生活扶助世帯およびこれに準ずる世帯の人が対象工事を行う場合は、上記の額に関わらず予算の範囲内で補助金を交付
 ※店舗や事務所など住宅以外の建物も対象になります

【水洗化等改造工事資金貸付制度】

- 対象者/対象工事を行う住宅の所有者または使用者であり、次の要件を満たしている人
 - ▷工事をする建物が住宅で、国の機関、地方公共団体、各種法人などの所有ではないこと
 - ▷町税などの滞納がないこと
 - ▷連帯保証人がいること、または取扱金融機関の信用保証制度が利用できること

●貸付限度額/

種別	排水設備改造工事	水洗化改造工事		同時に施行する場合		浄化槽廃止工事
	1戸	便所1基	便所2基	便所1基 +排水設備	便所2基 +排水設備	1戸
貸付限度額	492,000 円以内	372,000 円以内	744,000 円以内	864,000 円以内	1,236,000 円以内	660,000 円以内
返済回数	72月以内					
返済方法	元金均等による月賦返済					



合併処理浄化槽の設置費用を助成します! ●申請・問い合わせ/廃棄物衛生係

公共下水道を整備する予定がない区域の住宅や店舗、事務所、作業場などの建物に設置する合併処理浄化槽の設置費用を助成します。

【合併処理浄化槽設置費補助金交付制度】

- 交付額/
 - ▷5人槽 = 上限90万円
 - ▷5人槽を超えるもの = 上限110万円
- 【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、次の費用を加算】
 - ▷単独浄化槽の撤去費用(上限12万円)
 - ▷単独浄化槽を雨水貯留槽などへ再利用する際の費用(上限9万円)
 - ▷宅内配管工事費用(上限30万円)

【くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、次の費用を加算】

- ▷くみ取り便槽の撤去費用(上限9万円)
- ▷宅内配管工事費用(上限30万円)